

バスタ新宿の管理運営に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「バスタ新宿の管理運営に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、一般国道 20 号新宿南口交通ターミナルと新宿高速バスターミナルとの兼用工作物管理協定第 17 条第 2 項に基づき、バスタ新宿の運営状況を確認し、更なる利便性向上や機能強化に向け、バスタ新宿の適切な管理運営に関する必要な措置について検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) バスタ新宿の適切な運営管理に関する検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 1. 検討会は、第2条の目的を達成するため、有識者、交通事業者、行政機関をもって組織し、構成は別紙のとおりとする。
2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
3. 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討会の目的が達成されるまでとする。

(座長)

第6条 1. 検討会の座長は、検討会委員の中から互選をもって充てる。
2. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
3. 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
4. 座長は、やむを得ない事由により検討会の会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に関係のある委員以外の関係者に送付し、その意見を徴し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

(検討会の運営)

第7条 1. 検討会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。
2. 検討会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第9条 この検討会は、非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料の公表)

第10条 検討会における資料については、検討会終了後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 1. 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路計画第二課及び東京国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、審議して定めるものとする。
また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則

この規約は、令和6年3月19日より適用する

別紙

バスタ新宿の管理運営に関する検討会 委員名簿

※五十音順、敬称略

	所属・役職	氏 名
有 識 者	成蹊大学 名誉教授	井出 多加子
	内閣府 地域活性化伝道師 (元 帝京大学 経済学部 観光経営学科 教授)	大下 茂
	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	北詰 恵一
	東京大学 大学院 工学系研究科 教授	羽藤 英二
	東京理科大学 創域理工学部 社会基盤工学科 准教授	柳沼 秀樹
交 通 事 業 者	新宿高速バスターミナル株式会社 代表取締役社長	梶原 景博
	公益社団法人 日本バス協会 代表理事・理事長	石指 雅啓
	新宿高速バスターミナル利用事業者会 会長	宮坂 周治
	公益財団法人 東京タクシーセンター 指導部 指導業務グループ 施設関係首席	熊田 博紀
行 政	国土交通省 関東運輸局 自動車交通部 旅客第一課長	鎌塚 俊充
	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長	川邊 知久
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長	本田 卓